平成３０年（フ）第１９号
愛媛県松山市萱町６丁目42番地　コーポラスかやまち102号
債務者　塩満加奈枝
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
松山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第２５号
愛媛県松山市久万ノ台612番地１　メゾンビュー・エクセル206号
債務者　後藤　斐加
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
松山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第５号
愛媛県西条市古川甲322番地１　エスポワール古川403号室、前住所愛媛県新居浜市吉岡町４－46
債務者　柳田　由人
1　決定年月日時　平成30年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
松山地方裁判所西条支部

平成３０年（フ）第４１号
大分市大字横尾2535番地（サンライズ横尾Ｂ104）
債務者　南　　和佳
1　決定年月日時　平成30年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第４８号
大分市萩原１丁目５番17号（川中アパート201）
債務者　一柳　　博
1　決定年月日時　平成30年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第４９号
大分市萩原１丁目５番17号（川中アパート201）
債務者　一柳　　香（旧姓石田）
1　決定年月日時　平成30年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第５４号
大分県別府市大字北石垣1122番地の１　春光園ビル103号
債務者　伊藤　聖二
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第１５号
宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井1193番地11
債務者　陳内　英一
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成３０年（フ）第１６号
宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井1193番地11
債務者　陳内　教子
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成３０年（フ）第３０号
宮崎県東臼杵郡門川町平城東２番１号　町営住宅53棟16号
債務者　甲斐　　恵
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

破産手続廃止

平成２９年（フ）第１９３号
群馬県安中市嶺1134番地１
破産者　株式会社あか坂
1　決定年月日　平成30年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第２２８号
群馬県高崎市上豊岡町734番地１
破産者　株式会社フライ
1　決定年月日　平成30年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第１７号
三重県伊勢市川端町43番地２、商業登記簿上の本店所在地三重県伊勢市川端町43番地２
破産者　株式会社クラバス
1　決定年月日　平成30年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２９年（フ）第２９号
佐賀県伊万里市二里町八谷搦171番地
破産者　有限会社池田観光
1　決定年月日　平成30年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第３０号
佐賀県伊万里市二里町八谷搦171番地
破産者　有限会社慧尚
1　決定年月日　平成30年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第２５２号
埼玉県熊谷市問屋町４丁目３番７号
破産者　埼玉北部米穀株式会社
1　決定年月日　平成30年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第１５６７号
名古屋市中川区かの里２丁目608番地の２
破産者　有限会社三鈴産業
1　決定年月日　平成30年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１９５２号
大阪市西区新町３丁目15番11号
破産者　株式会社辛口料理ハチ
1　決定年月日　平成30年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部